

白獅子旗争奪 第46回 福島県児童ソフトボール大会

【 実 施 要 項 】

1. 主 催 福島民報社、福島県ソフトボール協会
2. 主 管 相双ソフトボール協会、相馬市ソフトボール協会
3. 後 援 福島県、福島県教育委員会、(公財)福島県スポーツ協会、福島県市長会、福島県町村会、相馬市、相馬市教育委員会、相馬市スポーツ協会、ラジオ福島、福島テレビ
4. 特 別 協 賛
5. 協 賛 ナガセケンコー株式会社
6. 会 期 令和5年8月12日(土)、13日(日) 予備日 8月14日(月)
7. 予 選 大 会 県内6地区(県北、県中、県南、会津、南会津、いわき・相双)で行い、県大会2週間前までに終了する。
運営については、福島県ソフトボール協会の各支部に一任する。
8. 出 場 数 県内6地区の代表16チーム(県北4、県中4、県南3、会津2、南会津1、いわき・相双2)
9. 会 場 相馬市 相馬光陽ソフトボール場
10. 競 技 規 則 (1) 2023年度(公財)日本ソフトボール協会のオフィシャルソフトボールルールによる。
(2) トーナメント方式とし、7回戦で行い90分の時間制を採用する。
90分を超えて新しいイニングに入らない。制限時間内で7回終了時同点の場合は、8回よりタイブレークにて試合を継続するが、制限時間がきても勝敗が決しない場合は抽選により勝敗を決する。(最終守備者9人で行う)
(3) 3回15点、4回10点、5回以降7点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。
決勝戦も適用する。
(4) バットは(公財)日本ソフトボール協会検定1・2号バットのどちらを使用してもよい。
(5) 靴(シューズ)は金属製スパイク・セラミック製スパイクの使用を禁止する。
(6) 服装は統一が望ましい。また、帽子は着用する。
(7) 捕手は、スロートガード付きマスク(SGマーク)、ボディープロテクター、捕手用ヘルメット(JS A検定マーク)が入っているものを着用しなければならない。なお、監督・コーチもコーチャーボックスに入ることができる。
(8) 引き分け試合か無効試合のみサスペンデッドゲーム(一時停止試合)を採用する。
11. 出 場 資 格 (1) 県内の小学校1学区内の児童でチームを編成するのを原則とする。但し、1学区内でチーム編成できない場合、学区をまたいでチーム編成してもよい。なお、東日本大震災で被災したチームに限り、合同チームの服装は統一でなくてもよい。
女子選手には、打順表のUNに○印を付ける。
(2) チーム編成は、代表者(引率責任者)1名、監督1名、コーチ2名、スコアラー(有資格者)1名、給水係1名、選手18名。選手の登録変更は一切認めない。(給水係は打順表に記載された者とする)但し、監督会議で承認された場合に限り監督代理は認める。(打順表の監督欄に(代)で記入する)
(3) スコアラーとしてベンチ入りする場合、公式記録員の資格(公認カードを携帯)を有する者。
(4) 学区内であってもチーム名として学校名を使用してはならない。また、チーム代表者は、小学校宛てに出場することを連絡するものとする。

(5) 選手は、保護者の承認が必要。代表者、監督、コーチは責任をもって選手の安全管理にあたる。

(6) 参加者はスポーツ傷害保険に加入していなければならない。

(7) 各チームの指導者(1名)はスポーツ賠償保険に加入していなければならない。

12. 参 加 費 5,000円 (地区予選のみ)

13. 申 込 方 法 所定の参加申込(3部)は、福島民報社ホームページからダウンロード、または、福島県ソフトボール協会の各支部協会、福島民報本社にある。必要事項を記入し、2部を各地区予選の組み合わせ抽選会までに支部協会担当者宛てに送付すること。

14. 申込先(支部協会担当者)

◎ 県北地区 = 〒 960-1241 福島市松川町後原75 丹 治 佳 男

携 帯 090-8616-6767

◎ 県中地区 = 〒 963-8845 郡山市名倉52-8 宮 田 牧 正

電 話 024-947-5142

◎ 県南地区 = 〒 963-7847 石川郡石川町字古館365 手 塚 英 勝

電 話 0247-26-3385 携 帯 090-4315-0993

◎ 会津地区 = 〒 969-3301 耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道15 伊 藤 泰 雄

携 帯 090-4317-8937

◎ 南会津地区 = 〒 967-0006 南会津町永田字枇杷影2 稲 本 哲 治

公益財団法人南会津町振興公社 電 話 0241-62-2442

◎ いわき地区 = 〒 970-8044 いわき市中央台飯野四丁目20-31 太刀川 泰 平

携 帯 090-4476-9718

◎ 相双地区 = 〒 976-0052 相馬市黒木字迎畑21-4 清 水 郁 子

携 帯 090-1936-7705

15. 使 用 球 ゴム検定2号球とし、ナガセケンコー(株)製球を使用する。(主催者が準備する)

16. 表 彰 第三位まで表彰する。表彰式は決勝戦終了後に行う。

17. 監 督 会 議 令和5年8月12日(土) 8時30分 相馬光陽ソフトボール場 こどもドーム

18. 開 会 式 開会式は、相馬光陽ソフトボール場A球場で9時から行う。新型コロナウイルスの感染状況により開会式・表彰式を縮小して行う場合がある。

19. そ の 他

(1) 組合せ決定後の出場辞退は認められない。やむを得ない事情で辞退する時は、所属支部協会理事長を通じて大会事務局および県協会事務局へ速やかにかつ必ず連絡すること。

(2) 第一試合に出場するチームは、試合開始予定時刻30分まで、以後の試合に出場するチームは前の試合の4回終了時に打順表(5枚1組)に必要事項を記入し、必ず「ふりがな」を付けて、当該球場本部に提出すること。

(3) ベンチは、組合せ番号の若い方を1塁側とする。

(4) 打者席のサインを見る時間は短縮する。

(5) 観覧席のない球場でのバックネット裏での観戦、撮影は禁止。センターの中心5m以内(左右、後)での観戦・撮影は禁止。(東北ソフトボール協会申し合わせ)

(6) 試合中にかすかに雷鳴が聞こえた場合は速やかに試合を中断し、天候が回復するまで待機する。試合再開は、雷が止んで20分後に主催者と大会競技委員長、審判委員長との協議により決定する。

- (7) ベンチ内での喫煙、携帯電話などの使用は禁止。ベンチに入ること許された者は、試合中競技に携わるとき以外はベンチを出てはならない。違反した場合は、警告が与えられ、再度繰り返すと、その違反者を退場させる。
- (8) 選手は無論のこと、応援する保護者もマナーを良くし、児童にふさわしい大会になるよう皆で心がけることを代表者は徹底する。大会中にトラブルが起きたり、不慮の事故が出た場合、大会本部の決定に従わないチームは失格にすることがある。
- (9) 試合中における不慮の災害および事故発生に関しては、大会本部は救急車の手配はするが、その他は各個人の負担とし、主催者側は一切の責任を負わない。
- (10) 当日の気温等を考慮し、大会参加者等の健康管理には十分気をつける。
- (11) 以上、記載されていない事項については、主催者で協議のうえ、大会運営に支障のないよう配慮する。
- (12) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、参加チーム、審判員、記録員などの競技役員、および大会関係者はガイドラインを遵守する。

※ 問い合わせ先 〒960-8602 福島市太田町13-17 民報ビル6階 福島民報社事業局

【第46回福島県児童ソフトボール大会】事務局

電話024-531-4171 担当 菊地紀行 まで

大会運営等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(第46回福島県児童ソフトボール大会)

※今後の知見の集積や感染状況により、緩和もしくは新たな防止策を随時講じていく。なお、日本ソフトボール協会・福島県ソフトボール協会のガイドラインに基づいて実施する。

1. 基本姿勢

3つの「密」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる)を避けた活動とする。

2. ゲーム前

(1) 引率また、責任者(代表者・監督)は、以下の病状のある選手を参加させない。

平熱を超えた発熱、咳、喉の痛み、だるさ、息苦しい等がある者。

(2) チーム責任者は保護者・応援団の氏名等を把握する。

来場者はチーム代表者、引率責任者、監督、コーチを除き必要最低限にする。

(3) ポンプ式の消毒液は主催者で可能な限り準備するが、各チームでも事前に準備する。

3. ゲーム中およびその前後

(1) ベンチ内では選手同士の間隔に十分配慮する。

(2) 攻守決定、打順表の確認等において本塁に集まるときは、相手とできるだけ2m以上空ける。

試合前・試合後の挨拶は、ベンチ前に整列して行う。

(3) 監督・コーチが審判に近づく際は、最低2m距離を保つこと。

(4) 握手、ハイタッチ等、身体接触を伴う行為は行わない。

(5) 監督やコーチからの指示を除き、ベンチからの歌唱、声援、大声での会話等は行わない。

(6) 打順表に記載されている給水係以外はベンチに入らない。なお、タオル、ペットボトル、コップ等の共用は避ける。

(7) 自チームの応援関係者も密接、密集にならないこと。

(8) 代表者・引率責任者は、ベンチ入りは認める。(赤のリボンを左胸に付ける。)

(9) 鼻水、唾液などが付いたゴミ、使用済みマスク等は必ず持ち帰る。

(10) 唾や痰を吐かない。

4. 大会運営等

(1) 運営関係者間の距離はできるだけ2m以上(最低1m)を保つこと。

(2) 役員室等は、換気を行う。

(3) 接触の多い箇所は消毒を行う。

(4) 大会終了2週間後まで、参加者から新型コロナウイルス感染症を発病したことの報告があった場合は、遅滞なく主管協会、主催者等の関係機関に連絡すること。

以上